

## 第1回 富士見町行財政改革推進審議会 次第

令和8年5月26日(火)午後7時より  
富士見町役場3階301～303会議室

### 1、開 会

### 2、あいさつ

### 3、委嘱書交付

行財政改革推進審議会について

### 4、自己紹介

### 5、会長・副会長の選出

会長：

副会長：

### 6、審議会の公開・非公開について

### 7、諮問書提出

### 8、議 事

#### (1)説明事項

①富士見町の財政状況について

②富士見町行財政改革基本方針・アクションプランについて

#### (2)その他

・審議会スケジュールについて

・第2回審議会の開催日について

### 9、そ の 他

・今後の連絡体制について

・口座振込手続きについて

### 10、閉 会

富士見町行財政改革推進審議会設置条例

(設置)

第1条 富士見町における行財政改革の適正な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、町長の附属機関として、富士見町行財政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、富士見町長(以下「町長」という。)の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する基本方針及び重要事項について調査審議し、答申するものとする。

2 行財政改革の推進に関する進捗状況について調査審議し、町長に必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民の代表者
- (3) 町長が必要と認めた団体等の代表者
- (4) 公募により選考された住民
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(富士見町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

2 富士見町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年6月19日富士見町条例第10号)は、廃止する。

(会議の招集に係る特例)

3 この条例の施行後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

令和8年5月26日

富士見町行財政改革推進審議会 会長 様

富士見町長 渡辺 葉

## 諮問書

富士見町行財政改革推進審議会設置条例第2条の規定に基づき、次に掲げる事項についてご審議のうえ、貴審議会の答申及び必要な助言をいただきたく、理由を添えて諮問いたします。

### 1. 諮問事項

- (1) 富士見町行財政改革基本方針に関する事項について
- (2) 富士見町行財政改革アクションプランに関する事項について
- (3) 行財政改革の推進に関する重要事項について
- (4) 行財政改革の進捗状況について
- (5) その他、町長が必要と認める行財政改革に関する事項

### 2. 諮問の理由

本町では、人口減少及び少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少に伴い税収が減少する一方、扶助費の増加、公共施設やインフラの老朽化に伴う維持更新費の増大などにより、行財政を取り巻く環境がこれまで以上に厳しさを増しています。

令和7年9月に公表した中長期財政シミュレーションにおいては、現状のまま改革を行わなければ、基金残高が大きく減少し、将来の財政運営に重大な影響を及ぼす可能性が示されました。一方で富士見町には、豊かな人材や地域資源、立地の優位性があり未来へ向けて発展する可能性も秘めています。

こうした状況の中で、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、限られた経営資源を有効に活用し、真に必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、住民、議会、地域、関係団体、民間事業者等との対話と共創を通じて、行財政改革を着実に進めていく必要があります。

そのため、本町では「富士見町行財政改革基本方針」を定めるとともに、具体的な実行計画として「富士見町行財政改革アクションプラン」の策定及び推進を進めています。

つきましては、これらの基本方針、アクションプラン及び行財政改革の推進に関する重要事項について、幅広い見地から調査審議いただき、今後の町政運営に反映するため、貴審議会に諮問するものです。

### 3. 答申等について

本諮問事項のうち、基本方針及びアクションプランに関する事項については、令和8年9月中を目途に答申をお願いします。

また、行財政改革の進捗状況、成果指標の達成状況及び中長期財政シミュレーションの更新結果等については、計画期間中、継続的に調査審議し、必要に応じて助言をお願いします。